

仕 様 書

件名	別府特別借受宿舎給湯器取替工事	作成日	令和3年5月24日
		所 属	別府駐屯地業務隊管理科
		作成者	防衛技官 小野 麻衣子

1 総 則

本仕様書は、「別府特別借受宿舎給湯器取替工事」について適用する。

2 概 要

宿舎当該部屋の給湯器とその付帯設備の取替を実施する。

3 実施場所

大分県別府市大字別府3088-24 別府特別借受宿舎 A棟、F棟

4 給湯器規格

品 名	規 格	数 量	
		A棟	F棟
ガス給湯器	ノーリツ SRT-2060SAWX BL	16	16
マルチリモコンセット	ノーリツ RC-J101マルチセット	16	16
配線カバー	ノーリツ H68-K1100-W	16	16

※設置する器具は、上記ノーリツ型番同等品以上とする

5 一般事項

- (1) 使用材料は全て監督官の承認を受けたものを使用するものとする。
- (2) 日程については、監督官と事前に調整し承認を得ること。
- (3) 取替の際に既存施設等に損傷を与えた場合、請負者の責任において速やかに原状復旧するものとする。
- (4) 請負者は施工にあたり、写真を施工前、施工中、完成後及び監督官の指示する箇所を撮影し、写真帳（A4）に整理し提出するものとする。
- (5) 施工完了後、機能点検を実施し、不具合の無いことを確認するものとする。
- (6) 本仕様書に記載なき事項であっても機能上必要不可欠なものは請負者が実施するものとする。
- (7) 発生材（鉄くず等の売り払い可能なもの）については、監督官の指示する場所に集積し、発生材調書を添えて引き渡すものとする。
- (8) 請負者は監督官の指示する書類（工程表等）を速やかに作成・提出し、承認を得るものとする。
- (9) その他疑義が生じた場合は、監督官と調整の上実施するものとする。

6 特記事項

- (1) 該当宿舎のガス設備は都市ガスであり、供給会社は大分瓦斯株式会社である。
- (2) 本工事において、一般社団法人日本ガス協会の規定に基づき、必要な資格を有するものが施工を行うものとする。